

第三者行為災害の支給調整等の事務が令和元年9月1日受付分から外部

払った労災保険給付額を限度に、国が第一当事者の有する損害賠償請求権

を受けないように、第一当事者が第二当事者から受け取った損害賠償の額の限度で労災保険給付を行わないこと（以下「控除」という）となっています。これらを実現するためには、第一当事者や第二当事者に対して事実関係の把握等を目的に所定様式の提出依頼、当事者間の損害賠償状況等の調査、事実関係に基づく過失割合等の認定等

約上、外部委託することが困難な部分を除いて、民事損害賠償に関わる法令、自動車損害賠償責任保険等の保険制度等に関する専門的知識や豊富な実務経験を有する民間受託者に外部委託し、当該専門性等を生かして支給調整事務を実施するものです。

ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています

第三者行為災害の支給調整事務が外部委託されます！

委託されることになりましたのでお知らせいたします。

交通事故等のように、労災保険給付の原因が第三者の行為によって生じた場合、それは「第三者行為災害」と位置づけられ、労働者災害補償保険法第12条の4第1項に基づいて、被災労働者やその遺族（以下「第一当事者」という）に対して支

を代理取得し、損害賠償責任を負う第三者（当該事故の加害者やその事業主、加害者が加入している自賠責保険または自動車保険を取り扱う保険会社等（以下「第二当事者」という）に対して、これを請求（以下「求償」という）するとともに、同法第二項に基づいて、第一当事者が労災保険給付と第二当事者からの損害賠償との重複填補

を行った後、これらを踏まえて第二当事者への求償額の算定等の事務（以下「支給調整等」という）を行う必要があります。

これまででは、労働局及び労働基準監督署の職員が上記の支給調整と事務全般を実施してきたところですが、第三者行為災害に係る事務処理の効率化・迅速化を図ることを目的に、会計法令等の制

1、第三者行為災害届の受付等

○ 第三者行為災害届の受付

○ 記載内容の審査

○ 添付資料の審査

2、第三者行為災害報告書の受付等

○ 第三者行為災害報告書

社会保険加入・就業規則作成・改訂・労働トラブル解決

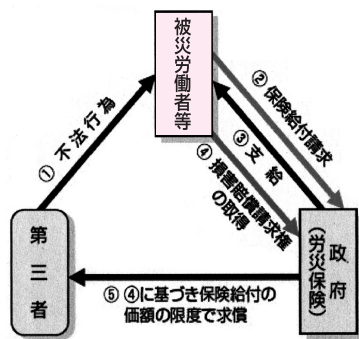
社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

〒461-0011 名古屋市中区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室
TEL 052-961-0763・FAX 052-228-0302
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

労災補償と損害賠償との関係

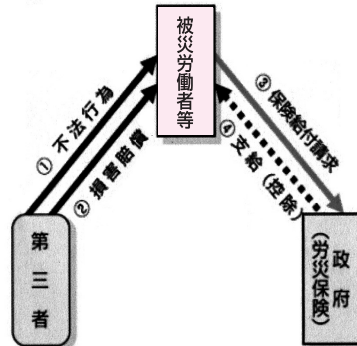
〈図1〉

1 労災保険給付を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第1項】



〈図2〉

2 損害賠償を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第2項】



の提出依頼
 ○ 受付
 3、第三者行為災害に
 関する支給調整事務等
 ○ 実地調査
 ○ 第二当事者等に対する
 調査
 ○ 保険会社等への照会
 ○ 損害賠償受領の有無の
 確認
 ○ 過失割合調査
 ○ 第三者行為災害該当、
 非該当の判断
 ○ 要求債・非求償の判断
 4、損害賠償請求権の
 取得に伴う債権発生を通
 知
 今後、第三者行為災害
 報告書の作成依頼や調査、
 損害保険会社への照会等
 については、外部委託者
 が直接実施することにな
 りますが、労働局及び労
 働基準監督署としまして
 も、外部委託者と連携を
 図りながら第三者行為災
 害の事務処理を進めてま
 いりますので、ご理解の
 程よろしくお願いいたし
 ます。

※ 「第三者」とは、当
 該災害に関する労災保険
 の保険関係の当事者（政
 府、事業主及び労災保険

の受給権者）以外の者の
 ことです。